

東神楽町

ま千のにぎわい

創出事業

新規創業等を

考えている方を応援します!!

町内の地域資源を活用した、

補助金最大
200万円

東神楽町では、町内で生産された農畜産物等を活用して、新規創業や第二創業、2号店等の出店をする方に対して、補助金を交付します。

※東神楽町以外に在住する方も、補助の対象としています。

補助対象となる業種

- ①飲食業 ②小売業 ③宿泊業（民泊を除く）
※ 農業者などを事業主体とする農家レストラン、農泊なども対象とします。

補助金の額

- ・補助対象経費の2分の1以内
 - ・200万円上限
- （応募者多数の場合、審査の上、減額する場合あり）

相談及び申請期間

- ①相談期間 令和6年4月1日（月）～令和6年12月27日（金）
②申請期間 令和7年1月6日（月）～令和7年1月31日（金）

申請方法

東神楽町HPに掲載の申請書類に必要事項を記入し、町役場 産業振興課へ郵送又は直接お持ちください。

お気軽にお問い合わせくださいませ♪

〒071-1592

北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

東神楽町役場 産業振興課



(0166) 83-2114